

新庄市こどもスマイルプラン（令和7年度～令和11年度）（概要版）

◆国の動き

令和5年 4月：「こども基本法」が施行（こども施策の総合的な推進）
令和5年12月：「こども大綱」を策定（こども施策の基本方針）
：「こども未来戦略」を策定（少子化対策を具体化）

◆こども基本法

「こども」の定義：心身の発達の過程にある者

こども施策：次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策

- ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

地方公共団体の責務：基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定、実施する責務を有する。

こども計画：市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする。こども計画は、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

意見の反映：こども施策を策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

◆新庄市こども計画（仮称）の策定

■計画策定の趣旨 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す

■計画の位置づけ こども施策に関する計画を一体的に作成

- ①「市町村こども計画」（こども基本法）
- ②「市町村子ども・子育て支援事業支援計画」（子ども・子育て支援法）
- ③「市町村行動計画」（次世代育成支援対策推進法）
- ④「市町村子どもの貧困対策推進計画」（こどもの貧困解消に向けた対策推進法）
- ⑤「市町村子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）

■計画の期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

新庄市子ども・子育て支援事業計画
（第2期計画 ⇒ 第3期計画）



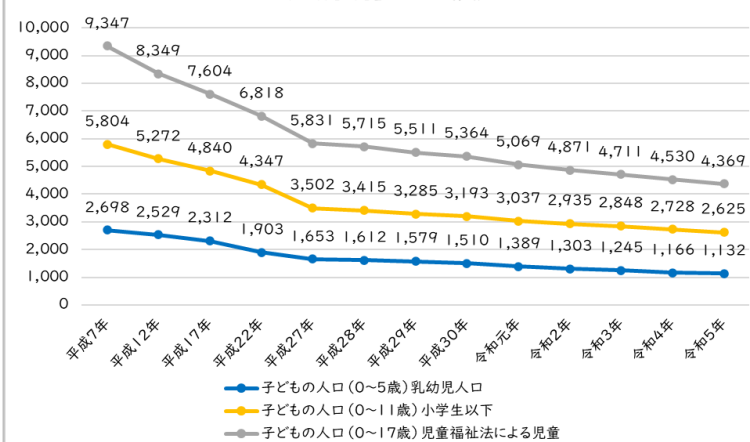
こども施策（市町村こども計画）
（子ども・若者計画、こどもの意見徴収、反映）

新庄市こどもスマイルプラン

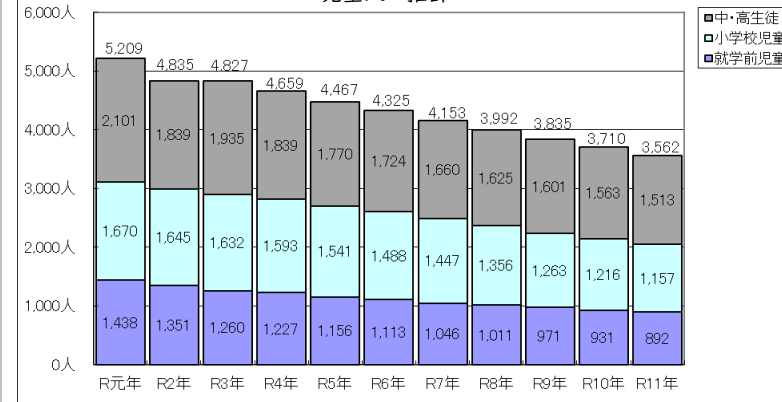
◆新庄市の現状



乳幼児・児童人口の推移



児童人口推計



◆基本理念

「こどもは未来の宝もの



みんなで育もう

笑顔かがやく新庄っこ

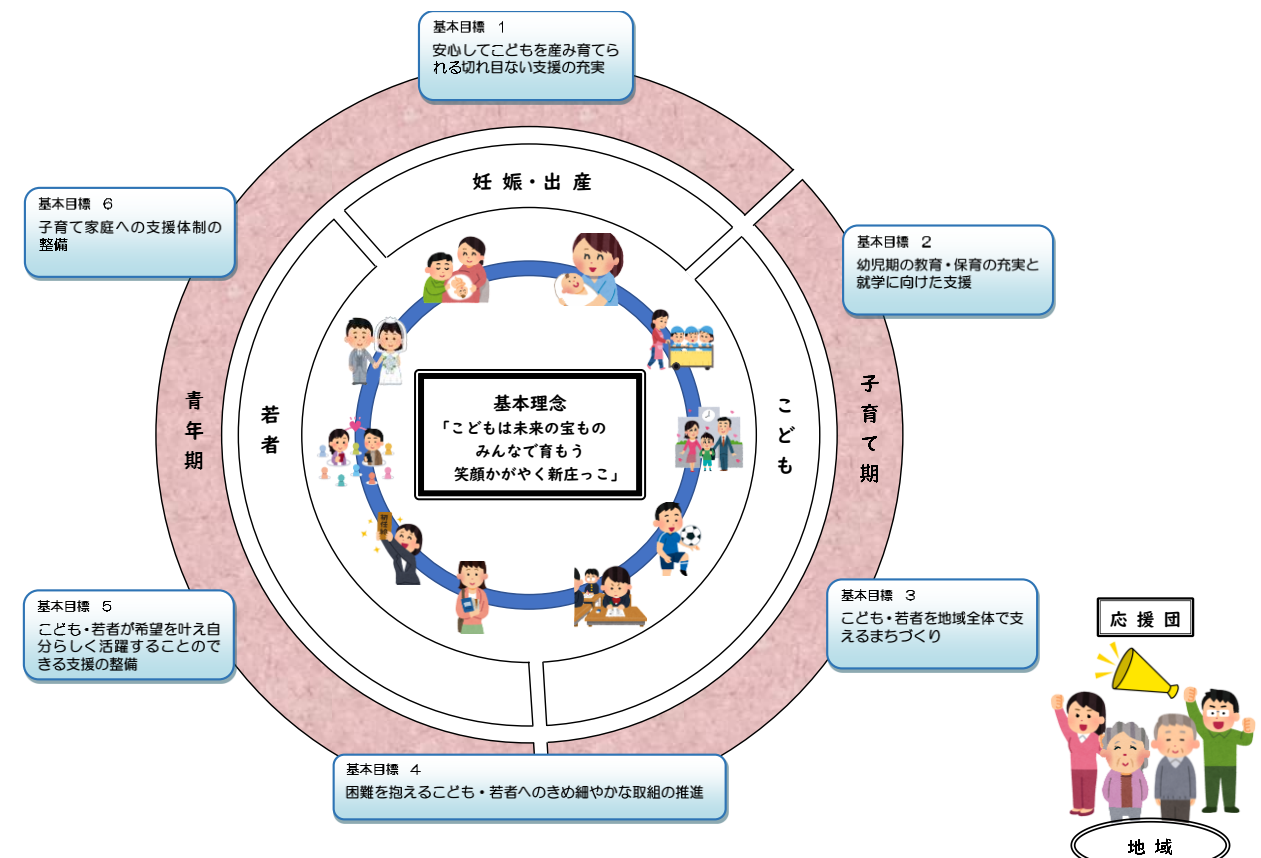
前計画である「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「子どもは未来の宝物 みんなで育てよういのち輝く新庄っこ」の方向性などを引き継ぎながら、こどもの笑顔から、家庭や地域へ笑顔の輪が広がるよう、地域社会全体で、こどもの育ちや子育てを応援し、こども施策を総合的に推進します。

◆基本的視点

- 1 こどもの健やかな成長を育み「こどもの最善の利益」を実現
- 2 すべてのこども・若者と家庭への支援
- 3 ライフステージに応じた支援
- 4 次世代が将来に希望をもてる社会づくり
- 5 地域社会全体でこども・子育てを支える
- 6 あらゆるこども・若者が意見を表明し、参画できるまちづくり



◆基本目標



◆基本目標と施策目標（こども施策の展開）

本市の現状と課題を把握したうえで、新庄市総合計画と関連する個別計画との整合を図りながら、6つの基本目標を立て、実現のための施策目標を掲げ推進します。

新

■：新たに取り入れた項目・

充

：充実を図る項目・

ピンク文字

：充実を図る事業

▶基本目標1 安心してこどもを産み育てられる切れ目ない支援の充実

安心してこどもを産み、健やかに育てられる環境の整備を図るとともに、妊娠期からの継続した相談支援体制を整え、出産後の乳幼児健康診査や保健指導、育児に関する支援を充実します。

施策目標	主な取組
(1)相談支援体制等の充実	こども家庭センターの設置、母子手帳アプリ、情報提供 など
(2)母子保健の推進	母子健康手帳交付、訪問指導、乳幼児健康診査、産後ケア など

▶基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

すべてのこどもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の安定的な提供と質の向上を進めます。また、小学校教育との円滑な連携を推進します。

施策目標	主な取組
(1)教育・保育の安定的な提供と質的向上	施設型給付等、保育士等の資質向上、保育施設等の整備 など
(2)多様な保育事業の推進	延長保育・一時預かり等、こども誰でも通園制度、認可外保育施設への支援、 など
(3)小学校教育との円滑な接続・連携の推進	就学前児童の情報連携、特別支援児童への支援、特別支援教育センター など

▶基本目標3 こども・若者を地域全体で支えるまちづくり

地域や社会における一人ひとりが、ともにこども・若者の健やかな成長を応援するという意識のもと、地域全体でこども・若者の健やかな育ちと安全で安心して育つことのできる環境の整備を進めます。また、次代を担うこども・若者たちが心身ともに健やかに自立した大人となるために、家庭や地域が連携して地域全体で支えるまちづくりの整備を進めます。

施策目標	主な取組
(1)地域における子育て支援の充実	最上地域みんなで子育て応援団、ふるさと学習の推進 など
(2)安心・安全なまちづくり	交通安全対策の推進、青少年の非行等防止に関する取組の推進など
(3)多様な遊び・学びの場の環境整備	公園等遊具等の更新、屋内遊戯施設・学びの場の環境整備 など
(4)こども・若者の居場所づくり	放課後児童クラブ、放課後こども教室、地域こども食堂 など

▶基本目標4 困難を抱えるこども・若者へのきめ細やかな取組の推進

育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図ります。また、障がいのあるこどもやさまざまな支援を必要とするこどもとその家庭が、地域で安心して生活ができるように、日常生活を支援するとともに、こどもの発達に対する療育・教育支援体制の取り組みを推進します。

施策目標	主な取組
(1)児童虐待防止対策の強化	養育支援訪問、家庭児童相談、児童虐待防止 など
(2)ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等医療給付、高等職業訓練給付金、就労支援 など
(3)障がい児等支援の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児の保育 など
(4)貧困等困難を抱えるこどもたちへの支援	就学援助、ヤングケアラー、学習支援、保護者の自立支援 など
(5)不登校・ひきこもり・いじめ防止への支援	オンライン悩み相談、スクールカウンセラー、いじめ未然防止、青少年社会参加支援 など
(6)こども・若者の心の健康づくり	思春期保健対策、こころの健康相談

▶基本目標5 こども・若者が希望を叶え自分らしく活躍することのできる支援の整備

すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができるよう環境を整備します。様々な機会を通して、こども・若者が意見の表明や活動に参画できる環境をつくることで、その意見が尊重され、考慮されるような取組や支援を進めます。また、すべてのこども・若者が、自己肯定感を高め、自分の将来に夢や希望を持つことができる社会を目指します。

施策目標	主な取組
(1)こども・若者も意見表明や社会参画できる機会の確保	こどもの権利の周知・啓発、意見を表明する機会の創出 など
(2)高等教育への修学支援	最上育英会奨学金、奨学金返還支援 など
(3)若い世代の就職支援	企業見学・訪問ツアー、出張職業体験、早期離職防止 など
(4)結婚を希望する方や新生活への支援	出会いの場の創出、結婚新生活支援 など

あそび場が欲しい
悩みを聞いてほしい

勉強を教えてほしい
応援してほしい

▶基本目標6 子育て家庭への支援体制の整備

子育てにおける経済的負担軽減と育児支援の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により家庭教育において様々な課題が生じているため、父母をはじめとする保護者がこどもについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭における養育力の向上を目指した支援を推進します。仕事と家庭の両立支援の取組を推進し、地域や企業と連携し、子育てを応援します。

施策目標	主な取組
(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	保育料負担軽減、学校給食費補助、子育て支援医療、体育施設利用料軽減、定住促進住宅家賃割引 など
(2)子育て支援体制の充実	ファミリーサポートセンター、病児保育 など
(3)家庭や地域の教育力の向上	家庭教育講座、親子ふれあいイベント など
(4)共働き・共育での推進	男女共同による子育ての意識啓発、やまがたスマイル企業認定制度周知 など

◆計画の推進（目標指標の設定：抜粋）

基本目標	目標指標	現状値	目標値
1.安心してこどもを産み育てられる切れ目ない支援の充実	合計特殊出生率	1.33%	1.59%
	出生数	166人	144人
	こども家庭センターの認知度	—	100%
2.幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	保育所入所待機児童数	0人	0人
3.こども・若者を地域全体で支えるまちづくり	新庄市に住み続けたい・戻ってきたい・住んでみたいと思うこども・若者の割合	中学生 72.7% 高校生 64.5%	中学生 80% 高校生 71%
	放課後児童クラブ待機児童数	8人	0人
	こどもの居場所の数	3か所	5か所
4.困難を抱えるこども・若者へのきめ細やかな取組の推進	困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいるこども・若者の割合	90.5%	97.1%
	児童虐待認定件数	8件	0件
	ひとり親家庭の親の就業率	93.3%	94.7%（母）
5.こども・若者が希望を叶え自分らしく活躍することのできる支援の整備	将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合	小学6年 79.9% 中学3年 68.8%	小学6年 88% 中学3年 76%
	新庄市に住所を有する高校生の市内就職割合	44.9%	50%
	婚姻率（20～44歳の人口千人当たり）	12.38%	上昇
6.子育て家庭への支援体制の整備	本市における子育て環境や支援への満足度	49.3%	70%
	就学前児童の父親の育児休暇の取得割合	10.6%	50%
	やまがたスマイル企業認定数（本市企業）	17社	48社

◆子ども・子育て支援事業計画

①教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

認定区分		単位	第2期計画		こどもスマイルプラン			
			(現状値) 令和5年度		(初年度) 令和7年度		(最終年度) 令和11年度	
			計画値	利用実績	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
1号認定 (3～5歳)	幼稚園、認定こども園	人	120	90	31	66	26	66
2号認定 (3～5歳)	保育所(園)、認定こども園	人	532	510	509	561	436	498
3号認定 (0歳)	保育所(園)、認定こども園、 小規模保育事業所	人	61	40	123	64	107	70
3号認定 (1歳)			131	107	135	137	114	121
3号認定 (2歳)			161	138	127	161	106	152

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

	事業名		単位	(現状値) 令和5年度		(初年度) 令和7年度		(最終年度) 令和11年度	
				計画値	利用実績	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
1.	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	妊娠期から子育て期にわたり、子育て支援に関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業	所	1	1	1	1	1	1
2.	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の援助を行う事業。	人日	5,000	2,295	2,000	2,000	1,500	1,500
3.	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。	人	290	257	1,789	1,789	1,467	1,467
4.	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	人	197	157	151	151	131	131
5.	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行い、家庭における適切な養育を支援する事業。	人	70	41	34	34	16	16
6.	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。	人日	80	4	80	80	80	80
7.	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。	人日	200	188	300	300	300	300
8.	一時預かり事業	幼稚園型	人日	2,000	537	500	500	500	500
		一般型		200	0	1,200	1,200	2,000	2,000
9.	延長保育事業	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施する事業。	人	60	15	20	20	20	20

	事業名		単位	(現状値) 令和5年度		(初年度) 令和7年度		(最終年度) 令和11年度	
				計画値	利用実績	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
10.	病児保育事業	病児について、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業。	人日	100	71	100	100	100	100
11.	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。	人	475	427	504	486	413	470

<新規事業>

	事業名		単位	(現状値) 令和5年度		(初年度) 令和7年度		(最終年度) 令和11年度	
				計画値	利用実績	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
12.	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する事業。	人	新規		0	0	69	69
13.	児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、家庭が抱える多様な課題に応じ、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供等を行い、関係機関へのつなぎの支援を提供する事業。	人	新規		0	0	40	40
14.	親子関係形成支援事業	子育てに悩みや不安を抱えている保護者・児童に対し、講義やグループワーク等を通じ、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。	人	新規		0	0	20	20
15.	産後ケア事業	ショートステイ	人日	新規		15	15	15	15
		デイサービス				10	10	8	8
		アウトリーチ				19	19	15	15
16.	妊婦等包括相談支援事業	母子健康手帳交付時や妊娠8か月頃に案内しているプレママ広場、乳児家庭全戸訪問等で面談を通じて、様々な不安や悩み等、ニーズに応じた支援につなげる事業。	回	新規		453	453	393	393
17.	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳児	人	新規		0	0	2	2
		1歳児				0	0	2	2
		2歳児				0	0	2	2